

令和8年度未来の産業人材育成事業委託業務 企画提案仕様書

本事業は、国及び県の予算成立及び本事業に係る沖縄振興特別推進交付金の交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるもので。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、又は交付決定額に変更があった場合は、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

1 業務名 令和8年度未来の産業人材育成事業委託業務

2 業務期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで

3 目的

経済活動が再開したことにより、多くの産業で人手不足が顕在化しており、今後見込まれる労働力人口減少を踏まえ、本県の優位性を生かせる観光リゾート産業や情報通信産業等への中長期的な人材確保は喫緊の課題である。

一方で、本県では、学校を卒業後に進学も就職もしない卒業者の割合が全国一高く、新規学卒者の早期離職率についても、全国より高い水準で推移している。

本事業は、沖縄の産業界の未来を担う子ども達に、県内の主たる産業の理解促進や、早期から働くことへの意欲を高めることで、学校等から職業生活への円滑な移行や、早期離職の防止を図るとともに、人材確保に課題を抱える産業分野へ人材の輩出を図ることを目的とする。

4 提案上限額

本業務に係る提案上限額は、45,840,000円以内（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。なお、提案上限額は、本業務の企画提案における提案価格の上限であり、実際の契約金額とは異なる。

5 委託業務内容

(1) 必要な人員の配置に関すること

主に下記業務を担う人員を配置すること。

① 産業界と学校現場をつなぐ人員

- ・業界団体等と連携し、児童生徒向けの職業人講話・出前講座等の実施
- ・教員向けに教科と連動したカリキュラム検討を行うセミナー等及び保護者向け

に産業理解を促す取組の実施

- ・事例集等の作成

② 産学官・地域連携の仕組み（連携協議会）の側面支援のための人員

- ・各産学官地域連携協議会（仕様書5(3)参照）の関係者（行政職員・教育関係者・産学官連携のためのコーディネーター等）の人材育成や協議会相互の連携支援

③ 事務局職員の配置

- ・事業に関する問い合わせへの円滑な対応や、県への業務進捗状況の報告等
- ・本事業を遂行するために必要とされる経費管理能力を有する事務局職員の配置

④ デジタル技術を活用した支援に対応するための人員

- ・業界団体等と連携した、小学生向けに仕事を疑似体験できる仮想空間（以下、メタバースとする）の構築と運営

⑤ 仮想と現実をつなぐ人員

- ・メタバース構築・運営に関し、沖縄県内の業界団体・事業者の協力を得るにあたって必要とされる調整
- ・沖縄県において盛んな産業、また人材確保に課題を抱える産業を中心に、その仕事の魅力ややりがい、小学生に対して産業理解を促すためのアイデアをメタバース内のコンテンツに落とし込む取組の実施
- ・学校で利用されているタブレット・PCにおいて当該メタバースを利用可能とするために必要とされる、関係各所との調整
- ・メタバースの利用を促すために学校等へ出向いて説明する、またメタバース内外での利用促進イベントの実施

(2) 未来の産業人材を育成する取組に関すること

- ・県内の小中学生を対象に、中長期的な人材確保や若年者の就業・定着の促進を目的に、人材確保に課題を抱える産業と連携して職業人講師を派遣し、産業の魅力を伝え、就業意識の向上を図る。また、今後の進路選択に影響を与える教員や保護者の産業理解に繋がる取組を実施する。
- ・各産業との連携にあたっては、8産業（観光リゾート産業、情報通信産業、建設産業、医療産業、福祉産業、物流・流通産業、製造業、文化産業）とする。また、社会に対する意識を高め、将来の選択肢を広げるため、起業関連（社会課題解決に取り組むソーシャルビジネスなど）を取り上げることも可能とする。

① 小中学校の児童生徒向けの取組

ア 実施校の募集、開拓等（本島北部及び離島の小中学校 8 校以上）

　a 原則として、産学官地域連携協議会（仕様書 5(3)参照、以下「協議会」とする。）が存続している地域以外の市町村を中心に実施すること。
　協議会のある地域で実施する場合は、より効果的な取組となるよう協議会と連携して実施すること。

　b 原則として、1 校につき、1 回の申込とし、2 業種まで選定できる。

　c 原則として、学校の申込は令和 8 年 10 月まで、取組実施は令和 8 年 12 月までとする。

イ 概ね、職業人講話や出前講座等を想定しており、事前事後授業を実施してもらうよう、学校側に働きかけること。（出前講座実施校 13 校以上）

【当事業内の用語定義】

・職業人講話：座学（講師の話を児童生徒が聞く内容）

　講師のライフヒストリーや仕事の内容、社会的な役割、産業の中における位置付け等を話してもらい、教科と結び付けた学びに繋げつつ、将来的に「働く」ということについて児童生徒が実感を持てるような講話・取組を行うものとする。

・出前講座：体験型（講師と児童生徒が双方向で取り組む内容）

　職業人講話の内容を、骨子を失うことなく簡易的にし、児童生徒が仕事現場で実際に使われている技術や道具等に触れたり、作品や製品など何らかの成果物を作り上げる取組を行うものとする。想定事例としては、観光プラン作成やプログラミング体験、調剤体験など。

ウ 各産業の実施回数については、単に学校の希望に応じるだけでなく、各産業の魅力を伝えることに重きを置き、雇用のミスマッチや人材不足が課題となっている産業を重点的に実施すること。

エ 学校は、申込段階で業界を選定することとし、申し込みから、実施までの間は原則として、2か月以上確保し、産業界講師の準備の時間を十分に確保することとする。

オ 職業人講話・出前講座の実施にあたっては、事前に学校側や講師と調整を行い、学校側のニーズをくみ取りつつ、講師にそのニーズを反映しながらも事業の目的を達成できるような職業人講話・出前講座の内容となるよう、サポートを行うものとする。また実施当日は担当者が実施校に出向き、円滑に進むようサポートを行うこととし、必要に応じて講師の話のまとめや産業構造に関する説明等を行う時間を設け、担当者が進行を助けるものとする。

カ 事前・事後授業を学校側に実施してもらうにあたり、その補助となるような各産業に関する説明資料として、産業の中の主な仕事やその内容、我々の生活と

のつながりや、講師の話を聞く際のポイントなどを記載した児童生徒向けの資料を作成すること。またその資料とともに活用できるワークシートを作成し、学校側に利用を促すこと。

キ 本事業にて登壇を依頼した講師の氏名・会社名・略歴を記載した名簿を作成し、提出すること。

② 保護者及び小中学校教員向けの取組（事業期間内に3回以上）

ア 児童生徒の進路選択に影響を与える保護者へ産業理解を促す取組を実施すること。

【想定事例】

- ・学年親子レクレーションでの出前講座
- ・授業参観での職業人講話

イ 教員向けに、産業界の求める人材像、雇用のミスマッチや人材不足等の現状など産業界側の視点を供与することを目的に、产学連携の産業理解プログラム検討の取組を実施すること。

【想定事例】

- ・教育事務所や市町村教育委員会等の実施する研修会へ各産業から職業人を派遣し、産業と各教科を連携させた授業を検討するワークショップを実施。
- ・学校内において、前項の趣旨と同様の職員研修会等を実施。

③ メタバースの構築と運営

県内の小中学生を対象とした、沖縄県における産業理解の促進や仕事の魅力・やりがいを伝えるための、メタバースを構築・運営すること。なお、構築・運営にあたっては「令和8年度未来の産業人材育成事業メタバース職業体験プラットフォーム管理運営等業務仕様書」のとおりとすること。

なお、メタバース内外の如何を問わないが、周知・利用促進のための関連イベントを開催すること（事業期間内に1回以上）。

④ 事例集の作成

①～③の取り組みを踏まえ、産業別、取組の対象者別などの観点から、児童生徒へ産業の魅力促進や就業意識向上へ繋がった事例や当事業の取組から波及した効果も含め取りまとめ、事例集を作成する。事例集は、取組の周知や普及に利用するものとし、県内の小中学校また教育委員会、教育事務所に送付すること。

⑤ ①の取り組みについて、児童生徒へアンケートを行い、取組の前後で比較した就業

意識に対する前向きな変化及び各産業の印象に対する肯定的な変化を測定し、15ポイント以上を目指すこととする（仕様書6(2)後述）。また、取組による児童生徒への好影響がアンケート結果に示せるよう、アンケート項目作成は、雇用政策課と協議の上進めること。さらに、教員及び産業界講師へもアンケートを行い取組の向上に役立てる。

⑥ ①また③の取り組みを通じて、児童生徒が得た学び・気付きを踏まえ、「未来の履歴書」を作成するよう促す取り組みを行うこと。この「未来の履歴書」は、PC やスマートフォンでアクセス可能なものとする。想定される事例として、児童生徒個々人が将来の目標（就きたい職業や職種）を設定し、そこに向かうために必要なスキルや、おすすめの大学の学部、高校でどんなことをやりたいかなどを逆算して埋めてもらうなど。最終的には、自己分析の簡易なものとして自身の興味関心がどこに向いているのかを、児童生徒が把握できるような内容とすること。この「未来の履歴書」の作成目標件数は 150 件以上を目指すこととする（仕様書6(2)後述）。

(3) 産学官地域連携協議会の継続的・安定的な活動の側面支援に関するこ

- これまで、市町村に対し、産学官・地域連携の仕組み（産学官地域連携協議会）の構築を支援し、協議会の活動をとおして、地域、家庭、企業など多くの関係者を巻き込み、地域の活性化や地域全体の就業意識の向上が図られてきた（沖縄型産学官・地域連携グッジョブ事業 H23～R3）。令和7年度時点で、7地域の協議会が存続している。
- 連携協議会が、今後も継続的に活動するため、協議会関係者に対する人材育成や協議会の連携等の側面支援を行う。

① 研修会の実施（事業期間内に1回以上）

産学官連携協議会における就業意識向上等の取組のプラッシュアップに役立てるため、各産学官地域連携協議会関係者（行政職員、教育関係者、産学官連携のためのコーディネーター等）を対象に、人材育成のための研修を行う。

② 情報交換会等の実施（事業期間内に1回以上）

各産学官地域連携協議会の連携を目的に、配置されたコーディネーター等への情報共有等を行う。

③ 連携協議会の継続状況の報告

令和8年度時点で活動している各連携協議会等の現況を情報収集し、次年度の継続状況を含め、県へ報告すること。

(4) 業務進捗状況及び打合せ

業務の進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせを実施する。打合せは原則月1回以上とし、その他必要に応じて随時実施すること。加えて、県から進捗状況の確認がある場合は、速やかに報告できるよう随時対応するものとする。

6 活動指標及び成果指標

活動指標・成果指標については以下のとおりとし、達成に向けて創意工夫を凝らすこと。

(1) 活動指標

活動量及び活動実績について以下のとおり指標を定め、活動状況を見極めることとする。

(表1)

活動指標	目標値
職業人講話等へ参加・メタバースを利用した児童生徒数(注1)	3,700人以上
保護者へ産業理解を促す取組 小中学校教員へ産業界側の視点を供与する取組	3回以上
産学官地域連携協議会における地域コーディネーター等の人材育成や情報共有のための取組	2回以上
メタバース周知・利用促進のためのイベント開催	1回以上

(注1)児童生徒数は、延べ人数とする。

(2) 成果指標

本事業を実施することで、児童生徒の就業意識の向上や産業理解を深めることで、将来の産業人材を輩出することを目的としていることから、以下のとおり指標を定め、事業実施により得られた効果の検証を測ることとする。

(表2)

成果目標	目標値
「未来の履歴書」作成に伴う、自己理解による個人の興味の可視化	150件以上
職業人講話等の取組前後で比較した就業意識に対する前向きな変化(注1)	15ポイント以上
職業人講話等の取組前後で比較した各産業の印象に対する肯定的な変化(注1)	15ポイント以上

(注1) 仕様書5(2)④再掲。取組後の児童生徒への好影響を数値として示すことを目的に値を設定している。

7 委託業務の経理

本業務は、業務完了時に、契約額の範囲内で、業務の実施に要した経費を精算するものであるため、次の事項に留意して経理を行うこと。

- (1) 委託業務が完了した際には、経費報告書を提出すること。
- (2) 委託業務に係る支出には、全て、支出額、支出先、支出目的を明らかにする証拠書類（領収書や納品書等、人件費については出勤簿や業務日誌等）が必要であり、精算の際には県がそれらの証拠書類を検査した上で支払うものであること。
- (3) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の業務と明確に区分して記載するとともに、常に状況を明らかにしておくこと。
- (4) 委託業務に係る支出の証拠書類及び会計帳簿は、委託業務が完了した年度の属する翌年度から5年間、いつでも閲覧に供せるよう整理し保管しておくこと。
- (5) 委託料の支払いについては、精算払いを原則とし、必要に応じて概算払いに応じるものであること。ただし、概算払いを希望する場合は、年間の事業計画に即して概算払請求計画書（様式任意）を作成し、契約締結までに県に提示すること。
- (6) 委託業務の実施に当たって、財産の取得は原則として認めない。
- (7) 事業費として計上できない経費
 - ア 建物等施設に関する経費
 - イ 事業内容に照らして当然備えるべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
 - ウ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
 - エ その他事業に関係のない経費
- (8) 自社調達の利益排除について
対象経費に受託者の自社製品の調達等に係る経費がある場合には、調達価格に含まれる利益を排除する必要があることから、自社調達を予定している場合はその内容を明らかにし、原価（当該調達品の製造原価など※）をもって対象経費に計上すること。

8 成果物

- (1) 成果報告書 電子データ
業務による成果を明らかにするための報告書を作成すること。
- (2) 経費報告書 1部
業務に要した経費を明らかにするための報告書を作成すること。
- (3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。

- (4) 業務完了後に、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良個所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (5) 成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務に当たり、成果物は公開を前提としており、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理するものとする。
- (6) 成果物に係る著作者人格権を行使しないこと。

9 再委託の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。

また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、その履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

○契約の主たる部分

契約金額の 50 %を超える業務

企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務

その他、県が契約の主たる部分と決定した業務

(2) 再委託の相手方の制限

本業務の企画競争型随意契約参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本業務の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

○再委託により履行することのできる業務の範囲

チラシ、ポスター等広報物の制作

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計その他単純作業的な業務であって、容易かつ簡易なもの

(4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせることはこの限りでない。

○その他、簡易な業務

チラシ、ポスター等広報物の制作

資料の収集・整理

複写・印刷・製本

原稿・データの入力及び集計

10 その他

- (1) 本仕様書の内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 県と協議の上、業務を実施するものとし、選定された企画提案の内容のすべてを実施することを保証するものではないこと。
- (3) 本仕様書に定める事項について生じた疑義又は定めのない事項については、県及び受託者で協議の上、定めるものとする。

【表1】未来の産業人材育成事業委託業務企画提案仕様書5(3)

令和6年度の产学研官地域連携協議会及びコーディネーターの活動について

(CN=コーディネーター)

	県補助地域 (H24～R3)	令和6年度現在	
		協議会	CN
1	北中城村	継続	継続
2	宮古島市	継続	無
3	伊江村	継続	継続
4	本部町	無	無
5	宜野湾市	継続	継続
6	石垣市	休止	無
7	久米島町	継続	未定
8	多良間村	継続	継続
9	宜野座村	継続	継続
10	恩納村	無	継続
11	名護市	無	継続
12	西原町	無	無
13	今帰仁村	無	継続
14	南城市	無	継続
15	伊平屋村	無	無
16	伊是名村	無	無
17	粟国村	無	無
18	豊見城市	無	無
19	那霸市	無	無
20	南大東村	未定	無
21	竹富町	無	無
22	沖縄市	無	無
23	糸満市	無	継続
24	与那原町	無	無
25	浦添市	無	無
26	北谷町	無	無
27	うるま市	無	無

令和8年度 未来の産業人材育成事業メタバース 職業体験プラットフォーム管理運営等業務仕様書

令和8年度 未来の産業人材育成事業 メタバース職業体験プラットフォーム管理運営等業務に係る仕様は次のとおりとする。

1 業務名

令和8年度 未来の産業人材育成事業 メタバース職業体験プラットフォーム管理運営等業務

2 業務目的

沖縄県は離島を多く有しており、離島に住む児童生徒が幅広い職業体験を得ることは現実的に難しく、未来の産業人材育成事業における職業人講話等の取組を充分に届けることも限界がある。また、コロナ禍以降は沖縄本島においても、職場体験等の企業における受け入れが減っており、本県の児童生徒が沖縄県内における仕事や産業などを理解し、体験する場が狭まっている。また本事業の課題として、職業人講話・出前講座単体では単発のイベント化しており、継続性が不足しているという問題点がある。

そこで、本事業において仮想空間（以下「メタバース」という）を利用し、場所や時間を問わずに児童生徒が沖縄県において主要な、また人手不足の産業について理解し、それらの仕事を疑似的に体験できる、継続的な学びの場を構築することにより、キャリア教育のDX化を推進し、児童生徒の就業意欲の向上と、中長期的な取組として地元企業の雇用促進・人材育成に資することを目的とする。この将来の沖縄県における産業人材を育成するという目的において、教育の分野だけでは不足している、未来の児童生徒自身が「働く」ということへの理解増進を支えるものとしてメタバースを活用する。

3 必要とされる人員

主に下記業務を担う人員を配置すること。

(1) デジタル技術を活用した支援に対応するための人員

- ・業界団体等と連携した、小学生向けに仕事を疑似体験できる仮想空間（以下、メタバースとする）の構築と運営

(2) 仮想と現実をつなぐ人員

- ・メタバース構築・運営に関し、沖縄県内の業界団体・事業者の協力を得るにあたって必要とされる調整

- ・沖縄県において盛んな産業、また人材確保に課題を抱える産業を中心に、その仕事の魅力ややりがい、小学生に対して産業理解を促すためのアイデアをメタバース内のコンテンツに落とし込む取組の実施
- ・学校で利用されているタブレット・PCにおいて当該メタバースを利用可能とするために必要とされる、関係各所との調整
- ・メタバースの利用を促すために学校等へ出向いて説明する、またメタバース内外での利用促進イベントの実施

4 業務内容

(1) メタバース空間の構築

当メタバースは、一度きりのイベントではなく沖縄県内の小中学生が様々な職業を体験し、興味や適性を発見する継続的な学びの機会を提供する。メタバースを訪れた児童生徒が、その場における体験を通じて、沖縄県内の主要な産業構造を理解とともに、様々な仕事の魅力・やりがいを知り、将来のビジョンを描けるようになるまでを支援するキャリア学習のための空間を設置する。

なお、取り扱う産業は未来の産業人材育成事業において扱う8産業（観光リゾート産業、情報通信産業、建設産業、医療産業、福祉産業、物流・流通産業、製造業、文化産業）を中心とするが、これらの産業の枠組みを越えた職業を扱うことも、県と協議の上で可能とする。

ア 空間デザイン

- ・沖縄らしさを取り入れた、ポップな空間であること
- ・50名以上が同じ空間内に同時にアクセスできること
- ・空間内の画像や映像は定期的に変更が可能な仕様にすること
- ・メタバース空間に何度も訪れたくなるような仕掛けにすること

【想定事例】

動画の視聴やミニゲームの体験、クイズへの回答などでゲーム内ポイントを獲得でき、そのポイントを利用してアバター・モーション、プロフィールカードなどに使える背景・バッジなどが獲得できるシステムのような、繰り返し遊んでもらえる仕掛け作り。

- ・メタバース空間内を散策したくなるような仕掛けにすること

イ コンテンツ

以下のメタバースのコンテンツ作成、またそれに付随するイベントの開催においては、沖縄県内の業界団体・事業者の協力を得ること。

(ア) 動画

児童生徒の学びを補助するための動画を作成すること。

【想定事例】

- ・沖縄県の産業構造について一括して分かる動画
- ・8産業それぞれについて紹介する動画
- ・各職業の紹介として、具体的な仕事内容や働く人々の声を伝える動画

(イ) ミニゲーム

仕事を疑似体験できるゲームを作成すること。仕事に関する知識を楽しみながら得られるような作りとする。3Dに限らず2Dゲームを組み込むことも可能とし、沖縄らしい仕事に出来る限り焦点を当てるものとする。

【想定事例】

- ・物流・流通産業：荷物の積み込み・運送の過程など
- ・観光リゾート産業：ホテルの接客やマネジメントなど

(ウ) 「未来の履歴書」

児童生徒が得た学び・気付きを踏まえ、「未来の履歴書」を作成するよう促す取り組みを行うこと。この「未来の履歴書」は、PCやスマートフォンでアクセス可能なものとする。想定される事例として、児童生徒個々人が将来の目標（就きたい職業や職種）を設定し、そこに向かうために必要なスキルや、おすすめの大学の学部、高校でどんなことをやりたいかなどを逆算して埋めてもらうなど。最終的には、自己分析の簡易なものとして自身の興味関心がどこに向いているのかを、児童生徒が把握できるような内容とすること。

(エ) その他補助機能

メタバース内に実装するかは問わず、リンク先で展開することも想定するものとし、児童生徒が「未来の履歴書」を作成するにあたって、必要とされるサポートとなるような機能を組み込むことも可能とする。

【想定事例】

- ・クイズ
前述の動画やミニゲームについて、知識を深めるためのクイズ（テストのようなもの）や、業界に関する豆知識を知ることが出来るミニクイズ
- ・職業図鑑
メタバース内で扱った仕事に限らず、沖縄県において盛んな産業における主な職業の詳細情報をまとめた図鑑（仕事内容、必要なスキル、関連する学問や資格などが詳細に説明されたもの）
- ・キャリアパスシミュレーター

未来の職業選択に向けたキャリアパスをシミュレーションできるもの（自身の興味やスキルに基づいて、どのような職業に進むべきかを具体的に考えることができるような、職業診断のようなもの。前述の職業図鑑などと紐づくとよい）

（オ） イベント

メタバース内外の如何を問わないが、周知・利用促進のための関連イベントを開催すること（事業期間内に1回以上）。

【想定事例】

・定期イベント

利用者（小中学生）の交流イベント。チャット機能を利用できるのはこの時のみとし、普段はフレンド登録によるプロフィールカードの交換、スタンプやモーションなどのみでの軽い交流しかできないように制限をかける。交流イベント時には監視員を置き、問題が起きないように注意する。企業担当者を招聘し、直接メタバース内でプレゼンテーションを行い、仕事の魅力を伝えてもらうなど企画する

・保護者向けイベント

保護者向けに、メタバース上での子供たちの活動を報告したり、職業体験の重要性についての説明会を開催

・現地見学ツアー

バーチャルからリアルへの接続施策として、メタバース内で体験した職業について、実際の現場を見学するツアーを企画し、子供たちがリアルな職場環境を体験できるようにする。バーチャルで学んだ知識を実際の職場で確認し、理解を深めてもらうことを目的としたもの

ウ 3Dアバター（仮想空間内の利用者）

- ・ユーザーは3Dモデルのアバターで、メタバース空間内を自由に歩き回り、散策することができる
- ・スマートフォン・タブレットでの環境下での動作として、歩く・走る・しゃがむ・手を振る・ジャンプが可能
- ・運営と参加者の見分けがつくこと

エ メタバース空間の運営・保守

公開期間中、メタバースを適切に利用できるように運営・保守を行うこと。

（ア） セキュリティ

⑦ セキュリティ対策

- ・管理者のログイン時は、多要素認証（IPアドレス制限等）を利用すること
- ・SSL/TLS暗号化通信を使用すること

- ・セキュリティホール対策を定期的に実施すること
- ① ウイルス対策
- ・ウイルスやマルウェア等に対する対策を講じること
- (イ) マニュアル等の作成
- ・メタバース空間へのアクセス方法や操作方法などをまとめた、利用者向けマニュアルを整備すること
- ・管理者向けに運用上の注意事項等を記したマニュアルを整備すること
- ・その他、利用規約・プライバシーポリシー等、メタバース運用にあたって必要な資料を整備すること
- (ウ) 運用中の更新・変更・メンテナンス対応
- ・運用期間中、空間と掲示物については都度更新・変更・メンテナンスが対応できる環境とすること
- ・操作等に関するシステム面についての利用者からの問い合わせについて適宜対応すること
- (エ) 効果測定
- ・アクセスログを測定し、管理者が容易に確認できるようにすること

オ メタバース空間制作要件

(ア) プラットフォーム（仮想空間の基本構組み）

- ・Web ブラウザ型((Google Chrome/Firefox/safari)で構成されているものが望ましいが、アプリを使用する場合は参加が簡単なものであること
- ・次年度以降も利用を継続することを想定し、長期的に利用可能であり、拡張性があること

カ 動作環境

- ・PC(Windows/Mac)、スマートフォン・タブレット(Android/iOS)のいずれの環境でも問題なく動作すること
- ・最新のバージョンで使用可能であること
- ・OSはWindows (11)に対応していること

キ テストプレイについて

- ・試作品のテストプレイは、利用対象者である小中学生に対して複数回行うものとする。その際、段階を追い、各機能の進捗状況に応じて、テストするものとする。このテストプレイの頻度については県と協議の上で決定する。

ク 契約終了後の移行対応

- ・本事業の契約終了時において、他社へ保守管理等が移行する場合、サービス以降に必要な措置を講じ、作業の支援を行うこと
- ・本サービスが保有するデータ、ファイル、データレイアウト等、必要な移行データを提供可能なデータ形式（CSV 形式等）により提供すること
- ・データ提供を行わずに効率的なデータ移行が可能だと考えられる方式を採用する場合は、その方式について県と協議し、了承を得ること
- ・本サービスで使用した記憶媒体等については総務省通知等に基づき、データが復元できない状況にするほか、データの完全な削除を行った旨の証明書を提出すること

5 広報活動

メタバースの特性を活かして県内の幅広い層を対象とした広域的な広報活動を行い、多様な人々への情報発信および認知拡大を図る。

(1) 広報内容

- ・当メタバース及びその操作方法について

(2) 制作物

- ・SNS 広報用の動画 2 本

(3) 手法

- ・(2)の制作物を活用した効果的な広報を行うこと（※）

（※）実施内容は、企画提案内容を踏まえ、県と協議にて決定する。

- ・メタバースの利用促進のため、必要に応じて学校等に出向き、メタバースの利用方法等について説明する場を設けること

6 スケジュール例

- ・令和 8 年契約締結後、メタバース構築開始
- ・令和 8 年 12 月頃、メタバース稼働
- ・令和 9 年 3 月 31 日契約終了
- ・具体的な納品日は県と調整の上、決定する

7 その他

- ・委託業務の進捗状況や委託業務内容の確認等に関する打合せ等を定期的に実施すること（実施頻度は月 2 回程度を想定）
- ・打合せ等には、本委託業務を管理する立場の者と担当者が参加すること
- ・本仕様書に明記されていない事項で、業務実施にあたり必要となる事項については、県及び受託者で協議の上、決定する